入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月６日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長　池光　崇

１．履行概要
(1) 契約件名
持続可能な航空燃料（SAF）の価値理解促進に資する調査・広報業務委託
(2) 履行場所
入札説明書のとおり
(3) 履行内容等
別紙のとおり
(4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和９年３月２３日まで
(5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送等又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

２．競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和０７・０８・０９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月３１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）の規定（第３章第４節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
(5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）。
(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年６月２８日付け空経第３８６号）に基づく指名停止を受けていない者であること（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）。
(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(9) ３．(2)により入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
(10) 予決令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

３．入札手続き方法等
(1) 担当部局
〒100-8918　東京都千代田区霞ヶ関２－１－３　中央合同庁舎第三号館
国土交通省航空局予算・管財室契約係
TEL 03-5253-8111（内線 47186）
(2) 入札説明書の交付方法
(a) 本日より令和８年１１月１６日までの間、電子調達システムにて交付する。
(b) (a)の方法によりがたい場合、本日より令和８年１１月１６日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の１０時００分から１７時００分までの間に、(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。
なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等において無償で交付を受けることができる。
また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。
但し、FAX 又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。
(3) 申請書及び資料等の提出期限
上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。
令和８年１１月１７日　１４時００分まで
(a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるＵＲＬに提出しなければならない。
(b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。
(4) 入札書の提出期限
(a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和８年１２月３日　１６時００分までに下記(5)に掲げるＵＲＬから入札しなければならない。
(b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便をいう。）により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和８年１２月３日までに必着とする。
(c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。

(5) 電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
電子調達システム　ヘルプデスク　TEL 0570-000-683
(6) 開札日時及び場所
①　開札日時：令和８年１２月４日　１０時００分
②　開札場所：国土交通省航空局入札室に集合すること
※入札室には原則、開札の１０分前から入室可能です。
（開札場所が不明である場合は開札時間前までに３．（１）にお申出ください。）

４．その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
(3) 入札参加者に要求される事項
開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。
(4) 競争参加資格の確認
本案件の参加希望者は２．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、２．(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、２．(1)、(2)及び(4)から(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、２．(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。
但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において２．(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
(5) 入札の無効
２．に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において２．に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
(6) 入札方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第９９条の２の規程に基づく随意契約には移行しない。
(7) 落札者の決定方法
予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者が 2 者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するも

のとする。
(8) 契約書作成の要否
　要
(9)低入札価格調査
　予決令第８５条に基づき、契約に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の手続きとして、次のとおり、予定価格に基準として定めた割合を乗じて得た価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第８６条に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

○　予決令第８５条の基準

予定価格に１０分の６を乗じて得た額を調査基準価格とする。

　入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、「保留」と宣言し、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。
　入札終了後、調査の対象となった者に対し、以下の内容について、事情聴取、書類提出及び関係機関への照会等により、直ちに低入札価格調査を実施するので、調査の対象となった者は、速やかに調査を完了するため、これに協力しなければならない。
　調査期間中は「最低価格入札者」であり「落札者」ではないため、必ず落札者となるものではない。
　なお、低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。
①　低入札価格調査の内容
　調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第８５条の基準の取り扱いに関する事務手続きとしての調査を実施することとなるが、次の内容について重点的に調査を実施するので、調査の対象となった者は、これに協力しなければならない。
〈1〉　当該価格で入札した理由
〈2〉　入札価格の内訳書
〈3〉　当該契約の履行体制
〈4〉　当該契約期間中における他の契約請負状況
〈5〉　手持機械等の状況
〈6〉　国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した契約件名及び発注者
〈7〉　最新の事業（営業）年度に係る計算書類
〈8〉　その他必要な事項
②　低入札価格調査の実施に必要な資料の提出及び事情聴取について
　低入札価格調査の対象となった者には、低入札価格調査を行う旨を別途連絡することとし、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、当該調査の実施に必要な提出資料として各様式及び様式ごとに提出すべき添付書類並びに必要と認める添付書類を提出すること（提出様式は別途連絡時に配布。）。
　調査の対象となった者が、調査資料等を提出した後、調査の対象となった者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認を行い、資料未提出や説明が不十分な場合は追加で説明を求めることがある。
③　低入札価格調査に協力等しない場合について
　低入札価格調査に協力しない又は追加資料を提出しない場合には、国土交通省航空局競争契約入札者心得第６条第２項第三号の規定により、入札を無効とするとともに、同第７条第２項に違反するものに該当する場合がある。

(10) その他詳細

入札説明書による。

［別紙］

○　履行内容等について

１．(3)履行内容等とは、下記に掲げる内容とする。

航空分野における脱炭素化については、航空局において３つのアプローチ（持続可能な航空燃料（“Sustainable Aviation Fuel”以下「SAF」という。）の導入促進、管制の高度化等による運航改善、航空機環境新技術の導入）を中心に取組を進めている。
こうした中で、とりわけ CO2 削減の切り札と期待される SAF については、今後の利用拡大を見据え、航空機利用者を中心に知名度・理解度の向上を図っていく必要がある。
本業務は、特に廃食油回収国民運動、SAF の日制定、GREEN EXPO 2027 の日本政府苑・ブルーインパルスでの SAF 活用などについて、政府の情報発信力と主導力をもって推し進めることで、今後の SAF の認知向上と利用拡大につなげるものである。

○　支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

２．競争参加資格(10)の「予決令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、２．競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

〇実務業務
・過去５年以内に本仕様書と同程度の SAF に関するコンテンツ作成実績があること。
・Zoom や Teams などの通信機器を使用し、オンラインセミナーの開催実績があること。

〇その他の要件項目を全て満たすこと。
・セミナーの円滑な開催やコンテンツ作成に必要な知識・技術及び社内執行体制を有していること。
・以下のいずれかの認証を取得していること。
・プライバシーマーク
・ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001
・ISMS 認証